

こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱内規

(趣旨)

第1条 こども教育宝仙大学（以下「本学」という。）における学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金（以下「助成金及び補助金」という。）の取扱いについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（1955年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（1955年政令第255号）」、「科学研究費補助金取扱規程（1965年文部省告示第110号）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（2003年規程第17号）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究助成基金助成金）取扱要領（2011年規程第19号）」等の規程、及び本学の諸規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「直接経費」とは、助成金及び補助金による研究の遂行に必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費をいう。

2 この内規において「間接経費」とは、助成金及び補助金による研究の遂行に伴い本学が管理等のために必要とする経費をいう。

(助成金及び補助金の申請等の諸手続)

第3条 助成金及び補助金に係る申請、研究成果報告等に関する諸手続は、大学事務部（以下「事務部」という。）が行う。

(助成金及び補助金の管理)

第4条 助成金及び補助金の直接経費及び間接経費の管理は、大学事務部長の責任の下、大学事務部大学総務課（以下「大学総務課」という。）が行う。

(助成金及び補助金の出納保管)

第5条 大学事務部長は、交付された助成金及び補助金を学長名義で銀行に預金し、適正に出納保管する。

2 直接経費に関して生じた利子は、研究者が所属する機関に譲渡し、所属機関はこれを受け入れるものとする。

(間接経費譲渡等)

第6条 研究者は間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 間接経費の使用にあたっては、学長の責任の下で、公正・適正かつ計画的・効率的に使用することとする。

3 間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、助成金及び補助金を交付する機関の指定に基づく相当額の間接経費を当該研究者に返還する。

(設備備品等の寄付)

第7条 研究者は、直接経費により購入した設備備品等は、直ちに本学に寄付しなければならない。

2 寄付を行った研究者が、他の研究機関に異動する場合、助成金及び補助金の交付を受けている期間においては、寄付をした設備備品等について返還を求めることができる。ただし、返還に要する経費については、当該研究者の負担とする。

(研究協力者の雇用)

第8条 研究者は、研究を効果的に実施するため、研究協力者を雇用しようとする場合には、学長に採用を申請し、承認を得なければならない。

2 研究協力者として雇用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 当該研究に関する支援業務に従事する者
- 2) 当該研究に関する補助業務に従事する学識と経験を有する研究者
- 3) 当該研究に関する補助業務に従事する技術者

3 直接経費により雇用された研究協力者は、助成金及び補助金により実施する研究を遂行する業務のみに従事する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、「こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱細則」に定める。

2 他省庁等の研究費補助金の取扱いについても、所管省庁が定める規定がある場合を除き、この内規を準用する。

(改廃)

第10条 本内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則

- 1 この内規は、2014年3月1日から施行する。
- 2 この内規は、2023年7月1日から施行する。